

第九次栗東市行政改革大綱 (案)

令和7年3月
栗東市



目次

1. はじめに	2
2. 第九次行政改革大綱の位置づけと役割	4
3. 4つの方針 + デジタルの視点	6
方針1 効率化・重点化による市民サービスの向上	7
方針2 働きやすく、柔軟な思考が持てる職場づくり	8
方針3 財政健全化に向けた更なる財源確保	9
方針4 民間事業者など、多様な主体との連携	10
デジタル技術・人材の活用の視点	11
4. 進捗管理	12
用語集	15

1. はじめに

- 栗東市では、平成8年度から行政改革に着手し、3～5年を計画期間とする行政改革大綱を策定し、これまで継続的な改革に取り組んできました。
- 行政改革とは、組織の効率化と経費削減を目的に現状を見直し、「最少の経費で最大の効果」が図れるよう継続して取り組む活動を指します。
- とりわけ、本市においては、厳しい財政状況が続く中、事務事業において選択と集中が必要な状況であり、すべての事務事業¹において行政改革の視点で点検しながら継続的な改善を行っていく必要があります。

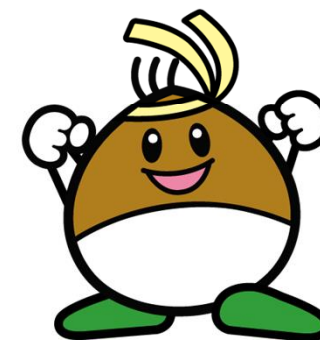
- 第八次行政改革大綱では、「組織の体質改善による持続可能な行政運営～積極的なアウトソーシング²の導入を踏まえて～」を目標として取り組みを進め、「行政サービス」や「財源確保」の取り組み等で一定の成果がありましたが、目標達成指標とした市民アンケートの結果では、目標値を達成することができませんでした。
- これは、行政改革の取り組みが不十分であったことや、行政改革そのものが市民生活とは直接的な関係が薄いこともありますが、市民への説明が不十分であったことが主な要因として考えられます。
- 第九次行政改革大綱では、社会の急速な変革に伴った持続可能な行政運営を行うために、**「スクラップ&ビルド」³をキーワード**に、計画のあり方や事務事業の見直しを行い、職員の意識改革、市民との情報共有の方法を工夫するなど、限られた経営資源を活用して柔軟な対応が行えるしくみづくりに取り組み、「積極的に先を見据えた新たな時代の栗東（まち）づくり」と市民サービスの向上を目指します。

2 アウトソーシング

業務の一部を外部の専門業者に委託することにより、質の高いサービスの提供や業務効率を向上させること。

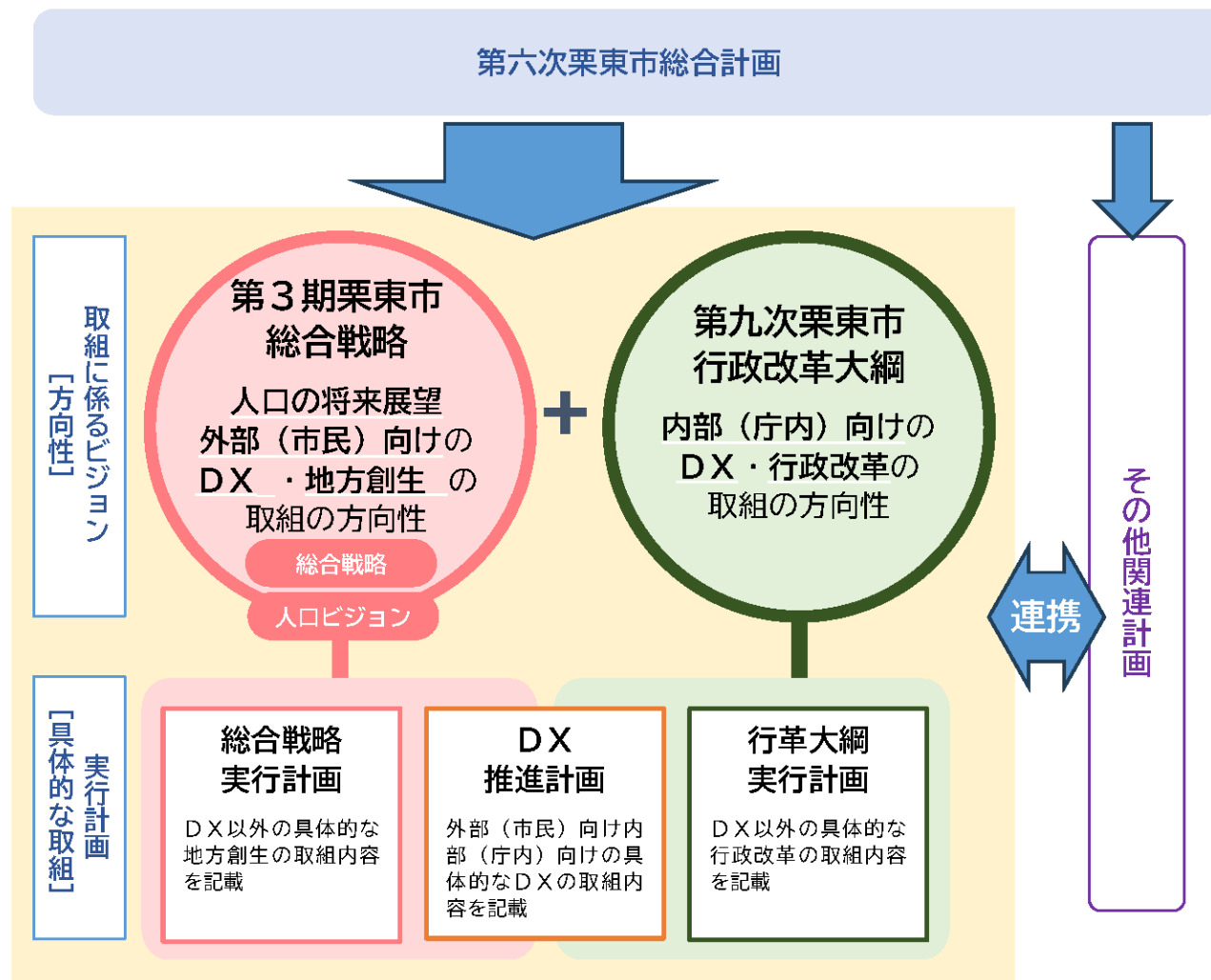
3 スクラップ&ビルド

非効率的な施策や推進体制などを見直すことで、効率的な行政運営を行うこと。



2. 第九次行政改革大綱の位置づけと役割

- 計画期間：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度までの5年間
- 第六次総合計画の後期基本計画に基づき、内部（庁内）向けのDX⁴・行政改革の取り組みビジョンを示します。
- 具体的な取り組み・事業内容は「行政改革大綱実行計画」に記載し、DX実行計画、総合戦略実行計画とともに定期的な見直しを図ります。



■ 第九次大綱行政改革大綱の位置づけと役割

5 地方創生

国と地方公共団体が一体となり取り組んでいる政策の一環で、地方の人口減少問題を克服し、地域経済を活性化させることを目的としたもの。

3. 4つの方針 + デジタルの視点

● 方針 1

効率化・重点化による
市民サービスの向上

● 方針 2

働きやすく、柔軟な思考
が持てる職場づくり

デジタル技術・人材の活用により、
4つの方針に基づく行政改革の推進を支え
市民サービスの向上を目指します

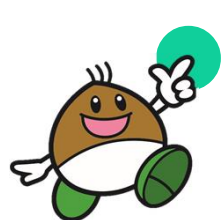
● 方針 3

財政健全化に向けた
更なる財源確保

● 方針 4

民間事業者など、
多様な主体との連携





方針 1

効率化・重点化による市民サービスの向上

従来の手法や価値観にとらわれず、スクラップ＆ビルドの考え方で事務事業を見直し、効率化、重点化を図ります。どのような成果につながったのかを常に検証し、説明責任を果たして、市民や多様な主体からの信頼確保に努めます。

<ポイント>

- ①デジタル化による市民の利便性向上、業務の効率化
- ②改善意識向上による事務事業見直しの習慣化
- ③施策や事業の成果の「見える化」⁶

<主な取り組み>

- ・スマート窓口⁷の推進 (D)
- ・スクラップ＆ビルドによる事務事業見直し
- ・複数部署にまたがる業務の一元化
- ・行政データの公開と活用の推進 (D)
- ・情報弱者への配慮（デジタルデバイド⁸対策） (D)
- ・組織風土、職員意識改革

(D)：デジタル技術・人材の活用に関する取り組み

6 見える化

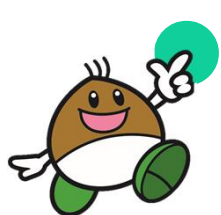
進捗状況や実態などを客観的に把握できるように視覚化すること。

7 スマート窓口

窓口での手続きにデジタル技術を活用し、「行かない」「書かない」「待たない」窓口サービスを提供すること。

8 デジタルデバイド

情報格差ともいう。年齢・身体・社会的条件等によって、インターネット等のICT（情報や通信に関する技術の総称）を利用し使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる格差。



方針 2

働きやすく、柔軟な思考が持てる職場づくり

市民サービスの向上を図るために、時代や環境の変化に適切かつ柔軟に対応できる人材育成を推進し、すべての職員が誇りを持ち、快活に仕事ができる仕組みづくりに取り組みます。

<ポイント>

- ①職員の働きがいの実感による生産性の向上
- ②社会の変化に柔軟に対応し、機能的で能動的な組織体制の整備
- ③人材交流・外部人材の登用

<主な取り組み>

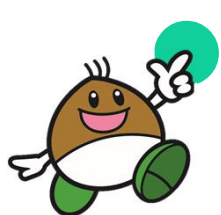
- ・多様で柔軟な職場環境づくり (D)
- ・アウトソーシングによる業務の効率化
- ・ハラスメント⁹の防止および対策の強化
- ・外部人材の活用 (D)
- ・専門的な知識を持つ職員の育成 (D)
- ・日報管理の実施に向けた検討

※人材育成については「栗東市人材育成基本方針」に委ねる。

(D) : デジタル技術・人材の活用に関する取り組み

9 ハラスメント

何らかの方法で当人に苦痛を与えるようなことをすること。



方針 3

財政健全化に向けた更なる財源確保

今後の社会経済情勢などの変化に伴う課題に対応し、健全で持続可能な行政運営ができるよう、あらゆる手段を講じながら安定的な歳入¹⁰の確保を目指します。

<ポイント>

- ①自主財源¹¹の更なる確保
- ②受益者負担¹²の適正化

<主な取り組み>

- ・デジタルを活用した市税などの収納チャネル¹³の多様化 (D)
- ・使用料・手数料の適正化
- ・更なる財源確保に向けたあらゆる制度の活用

※財政健全化については「栗東市財政運営基本方針」に委ねる。

(D) : デジタル技術・人材の活用に関する取り組み

10 歳入

国や地方公共団体で、一会計年度内の収入の総計

11 自主財源

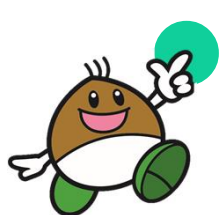
地方自治体が自らの権限に基づいて自主的に徴収できる財源のこと。主な例としては、地方税、使用料・手数料などが挙げられる。

12 受益者負担

受益者と非受益者間の公費負担の公平性、公正性を確保するために特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるもの。

13 収納チャネル

納付する人の利便性向上などのため、金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストアなどを利用した市税や国民健康保険税などを納付するための多様な手段のこと。



方針 4

民間事業者など、多様な主体との連携

民間企業や大学など多様な主体と連携し、市に関連する誰もが「わがまち」への愛着・誇りを持てるまちづくりを進めます。

<ポイント>

- ①民間企業などからの提案を積極的に受け入れる体制づくり
- ②公共施設等の建設、維持管理、運営等の公民連携

<主な取り組み>

- ・民間企業や大学からの提案窓口の設置
- ・PFI¹⁴をはじめとした民間活力の活用
- ・指定管理者制度¹⁵の活用
- ・特定テーマについて外部有識者の助言を受ける仕組みづくり (D)

※市民参画と協働の取り組みについては

「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」に委ねる。 (D) : デジタル技術・人材の活用に関する取り組み

14 PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

15 指定管理者制度

自治体が住民の福祉増進を目的として設置した公共施設を、民間事業者・団体等を指定して管理運営させる制度。

● デジタル技術・人材の活用の視点

時間や場所を選ばない、利便性の高い行政手続きの実現を目指し、デジタル化を推進します。
職員意識の醸成とデジタルに特化した人材の育成や外部人材の活用に取り組みます。

① 行政サービスの変革

⇒ デジタル化の徹底による飛躍的な効率化、新たな課題対応に必要な資源（人材、財源、時間）の創出

② 意識の醸成と職員育成

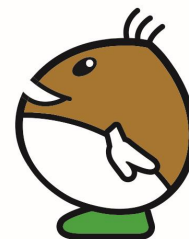
⇒ 変革への心理的障壁の克服

⇒ 専門的知識、技能を有する職員の育成、全体の底上げ

③ 市民目線での利便性

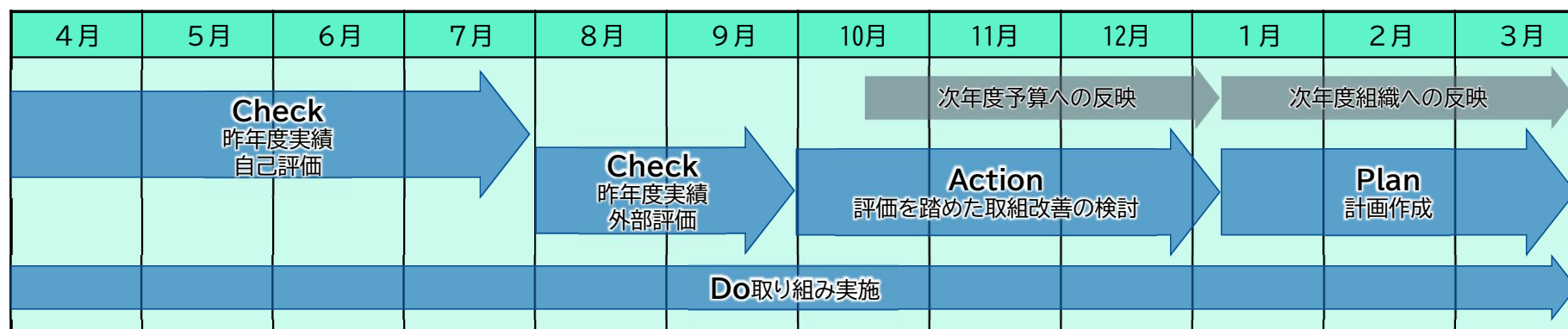
⇒ 行政手続きのデジタル化、保有するデータの公開、広報の最適化

※ D X の推進については「栗東市 D X 推進計画」に委ねる。



4. 進行管理

- 各方針の具体的な取り組みは、別に策定する「実行計画」でPDCA¹⁶サイクルにより進行管理を行います。
- 「実行計画」の各取り組み項目には活動（アウトプット）指標¹⁷を設け、その指標の達成度により、行革大綱の進捗をはかります。
- チェック機能を強化するため、評価結果は幹部職員で構成する行財政改革推進本部会議で評価し、その評価結果を外部の懇談会等に報告することで外部委員からの意見を聴取します。自己評価と外部からの意見を組織全体で共有し、次の「アクション」へつなげます。



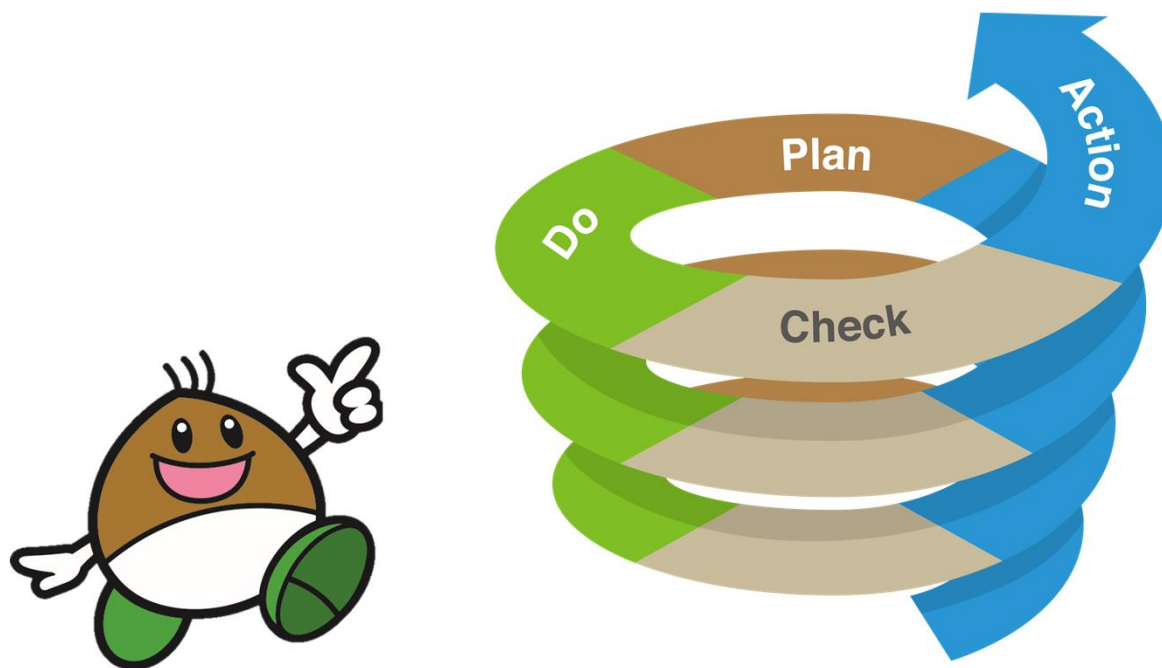
16 PDCA（行政マネジメントシステム）

「計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）」を継続的に行うことにより、評価を改善に結びつけ、計画的で効率的、効果的な行政経営を行うこと。

17 活動（アウトプット）指標

施策や事業の実施による直接的な結果を表す指標のこと。

- 「実行計画」の年度ごとの評価については、ホームページで公開します。



- 本大綱は持続可能な開発目標¹（SDGs¹⁸：Sustainable Development Goals）の 17 のゴールのうち2つのゴールと強い関連性を持つことから、行政改革の目指す姿をSDGsの理念や目標の一部を共有するものとして位置付けます。



関連性が強い2つのゴール

用語集

ア行

◆アウトソーシング

業務の一部を外部の専門業者に委託することにより、質の高いサービスの提供や業務効率を向上させること。

カ行

◆活動（アウトプット）指標

施策や事業の実施による直接的な結果を表す指標のこと。

サ行

◆歳入

国や地方公共団体で、一会計年度内の収入の総計。

◆自主財源

地方自治体が自らの権限に基づいて自主的に徴収できる財源のこと。主な例としては、地方税、使用料・手数料などが挙げられる。

◆指定管理者制度

自治体が住民の福祉増進を目的として設置した公共施設を、民間事業者・団体等を指定して管理運営させる制度。

◆事務事業

行政機関が施策目的を達成するために実施する個別の取り組みのこと。

◆収納チャネル

納付する人の利便性向上などのため、金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストアなどを利用した市税や国民健康保険税などを納付するための多様な手段のこと。

用語集

サ行

◆受益者負担

受益者と非受益者間の公費負担の公平性、公正性を確保するために特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるもの。

◆スクラップ&ビルド

非効率的な施策や推進体制などを見直すことで、効率的な行財政運営を行うこと。

◆スマート窓口

窓口での手続きにデジタル技術を活用し、「行かない」「書かない」「待たない」窓口サービスを提供すること。

タ行

◆地方創生

国と地方公共団体が一体となり取り組んでいる政策の一環で、地方の人口減少問題を克服し、地域経済を活性化させることを目的としたもの。

◆デジタルデバイド

情報格差ともいう。年齢・身体・社会的条件等によって、インターネット等のICT（情報や通信に関する技術の総称）を利用し使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる格差。

ハ行

◆ハラスメント

何らかの方法で当人に苦痛を与えるようなことをすること。

マ行

◆見える化

進捗状況や実態などを客観的に把握できるように視覚化すること。

用語集

英字

◆DX (Digital Transformation)

AI、IoT、ビッグデータなどのデジタル技術を活用して、業務フローの改善や新たなビジネスモデルの創出だけでなく、社会を変革する取組のこと。

◆PDCA (行政マネジメントシステム)

「計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action)」を継続的に行うことにより、評価を改善に結びつけ、計画的で効率的、効果的な行政経営を行うこと。

◆SDG s

環境と開発問題に関する世界目標。貧困や不平等のない、気候変動に対応した持続可能な社会の実現のため、2030年までに達成すべき行動計画を17のゴール (目標) と169のターゲット (具体的な目標) で示す。

◆PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

參考資料

1. 行政改革の経過



2. 各計画期間における取組の概要

本市は、平成8年度を初年度として、令和6年度まで、29年間八次にわたる行政改革大綱を策定してきました。この大綱は、行財政改革を一過性のものではなく、継続的に取り組んでいくべきものという考えにより、3～5年間で計画期間として策定し、毎年度における実績や進捗状況等を確認しながら推進してきました。

（１）第一次行政改革（平成8年度～平成10年度）

地方分権推進法の成立を受け、簡素で効率的な行政運営を推進するため、3年を推進期間とする大綱を策定しました。事務事業の見直し、時代に即した組織機構・定員適正化、効果的な行政運営、職員の能力開発、会館等公共施設の設置及び管理運営、及び財政の健全化の6項目を重点的に取り組みました。

（２）第二次行政改革（平成11年度～平成13年度）

本格化する地方分権や現実味を帯びてきた市制施行の対応、簡素で効率的な行政運営と社会情勢の変化に柔軟に対応できる行政システムづくりの推進及び事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するため、事務事業の見直し、時代に即した組織機構・定員・給与の適正化、効果的な行政運営、職員の能力開発・活用、会館等公共施設の設置及び管理運営並びに財政の健全化の6項目を重点的に取り組みました。

（３）第三次行政改革（平成14年度～平成16年度）

第三次行政改革は、平成13年10月の市制施行を契機として、新市政栗東市の21世紀における歩みを確実なものとするため事務事業の見直し、財政適正化の推進、組織・機構の見直し、情報化の推進、効率的な行政運営の推進、公共施設の見直しを主な項目として、その手法についてはコスト、チェック、コラボレーションの3C改革として広範な分野にわたる項目に取り組みました。

（４）第四次行政改革（平成17年度～平成19年度）

第四次行政改革では、本市が目指す総合計画の都市像「夢と活力あふれる ふれあい都市栗東」を具現するため、「スピード、スムーズ、スリム and ビルドで、市民と協働の風格と活気あるまちづくり」を行政改革の目標像にしつつ、国の指針に基づく集中改革プランとの整合を図りながら、給与や定員管理の適正化に積極的に取り組んできました。また、平成17年度からは行政評価事業の一環として、市民の視点で事務事業を点検する外部評価員制度¹を導入するなど、目標管理による成果重視の行政運営を推進してきました。

一方、国においては、平成17年3月、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（以下「新地方行政改革指針」という。）」が示され、各地方公共団体は民間委託の推進、定員・給与の適正化、事務事業の再編・整理等の取り組みを明示した「集中改革プラン」の策定が義務づけられることにより、本市においても、大綱の実施計画として位置づけて策定し、毎年度見直し・公表してきました。

¹ 外部評価員制度： 市民など市行政関係者以外が、市の事務事業を点検・評価すること。

（５）第五次行政改革（平成２０年度～平成２２年度）

第五次行政改革では、「多様な主体との協働による質の高い行政経営」を行政改革の目標に据えて、行政サービス実施主体の多様化を推進しました。

また、平成１９年度に新幹線新駅建設事業が中止されたことを含む急激な財政悪化により、将来にわたって市政やセーフティーネット^２を中心とした行政サービスを継続して行うため、本市独自の行政サービスを中心に、既存の「集中改革プラン」をベースに「財政再構築プログラム」を作成し、公共料金や事務事業の見直しはもちろん、職員数の見直し、施設の統廃合などあらゆる分野にわたって見直しを行いました。その結果、当初予算ベースで平成１９年度と比較して平成２２年度においては、約１４億８千万円の改革に取り組むことができました。

本市においては、近隣に比べて比較的豊かな税収を背景に、昭和５８年度から普通交付税^３不交付団体が続いていましたが、平成２０年秋に発生したリーマンショックを発端とした世界同時不況の影響を受け税収が大幅に減少した結果、平成２２年度には２８年ぶりに交付団体となりました。これらの状況に対応するために、平成２２年度から「更なる財政再構築プログラム」に取り組むとともに、これらのプランを発展・統合した「(新)集中改革プラン」を策定しています。

（６）第六次行政改革（平成２３年度～平成２６年度）

第六次行政改革では、「多様な主体が参画する「新しい公共」^４の実現」を目標に掲げ、サービスの受け手である市民が行政と対等な立場で、地域課題に取り組み、地域経営という視点で「市民を含む多様な主体^５が行政と協働する経営」を目指してきました。

また、計画期間における財源不足額は、中長期財政見通しなどをベースに算出すると「財政再構築プログラム」を実施してもなお、毎年度１０億円程度不足すると見込まれるなか、大綱の実施計画として「(新)集中改革プラン」を位置づけ、全庁一丸となって取り組みを進めてきました。そして、平成２６年度当初予算において平成２２年度当初予算より１０億円の改革（歳入増加・歳出削減）を目標と掲げるなかで、ほぼ目標額を達成することができました。

しかし、改革効果を(新)集中改革プラン終了後も継続していきながら、平成２７年度から平成２９年度までの間は、毎年、前３年間の検証を行い、新たな企業誘致効果や財政調整基金などにより年度間の収支調整を行い、平成３０年度での財政健全化の達成を目標としていることから、平成２７年度以降も、基本的には(新)集中改革プランの改革効果を持続させながら、毎年の検証を通して、財政健全化に向けた進捗管理をしていく必要があります。このため、新たな行政需要に対応する考え方や財政規律の確保を明確化することが求められています。

^２ **セーフティーネット**： 生存権（健康で文化的な最低限の生活を営む権利）と社会権（労働する権利、教育を受ける権利）を誰でも公平に保障する社会の安定に不可欠な制度で、個人のリスク（病気や事故、災害、失業、貧困などの不幸な出来事）に対し、社会として、被害を軽減したり補償する制度。（代表的なものは、健康保険、年金、雇用保険、生活保護などの社会保障制度）。

^３ **普通交付税**： 普通交付税は、地方交付税の１つで、一般的な財政需要（日々の行政運営に必要な経費）に対する財源不足額に見合いの額として算定・交付され、地方交付税総額の９４％が充てられている。他に個別、緊急の財政需要（地震、台風等自然災害による被害など）に対する財源不足額に見合う額として算定・交付される特別交付税がある。地方交付税は、地方公共団体の財源の偏在を調整することを目的とした地方財政調整制度で、国が地方交付税を交付することにより税収入（財源）の偏在を是正し、地方公共団体間の不均衡や過不足を調整し、均衡化を図っている。

^４ **新しい公共**： これまでの行政により独占的に担われてきた「公共」を、これからは市民・事業者・行政の協働によって「公共」を実現しようとする考え方。（新しい公共ホームページ参照）

^５ **多様な主体**： 市民、ＮＰＯ、地域団体、公益的団体、企業など。

（７）第七次行政改革（平成２７年度～令和元年度）

第七次行政改革では、職員プロジェクト会議を設置し、職員のアイデアや意見を集めて策定しました。「市民参画と協働・連携」「わがまち意識醸成」「不断の改革」を改革に取り組む基本姿勢とし「個性をいかしたまちづくりを創造する『新しい公共』の構築」を目標に掲げ取り組みました。また、従来までの制限や統合、削減を主とした抑制型改革に加えて、新たに「プラス創造型改革⁶」に取り組み、大学との包括協定の締結や人口ビジョン・総合戦略の策定・実践などにおいて成果がありました。

しかしながら、設定した達成目標（アウトカム指標）については、いずれの項目も目標とする水準を下回っており、取り組みの成果が市民に浸透していないと推察されます。

（８）（新）集中改革プラン（～平成３０年度決算）

第六次行革大綱の期間から改革効果を維持してきた本市の行政改革実行プログラムである「(新)集中改革プラン」については、毎年５億円程度の改革効果額があり、財政運営基本方針の短期目標である実質公債費比率⁷の１８％未満の定着、将来負担比率⁸の２００％未満の定着については目標達成しているものの、経常収支比率⁹の低減や起債現在高を標準財政規模¹⁰比３００％以下にすることは目標が未達成という結果になっています。

このことから、今後においてもこれまで同様に各事務事業における財政健全化に向けた取り組みは継続する必要があります。

（９）第八次行政改革（令和２年度～令和６年度）

第八次行政改革大綱は、第六次総合計画が目指す『いつまでも 住み続けたい 安心な元気都市 栗東』の実現に向け、最少の経費で最大の効果を上げるための事務事業の推進エンジンとして位置づけ、「協働」「行政サービス」「人材・組織力」「財源確保」の４つの視点や、アウトソーシングの視点を積極的に導入することを目標に取り組みを行いました。電子申請の対象拡大や有料広告事業の実施など、各視点の取り組みで一定の成果がありました。しかし、目標達成指標については、いずれの項目も未達成という結果になっています。

⁶ **プラス創造型改革：** 新しい公共を目指す創造、地域資源の有効活用による創造、企業や大学等との連携交流等による新たな価値観の創造など新たな魅力や活力が創出され、豊かな市民の暮らしの実現を目指す改革。

⁷ **実質公債費比率：** 地方公公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模（標準財政規模）に対する割合を示す指標。

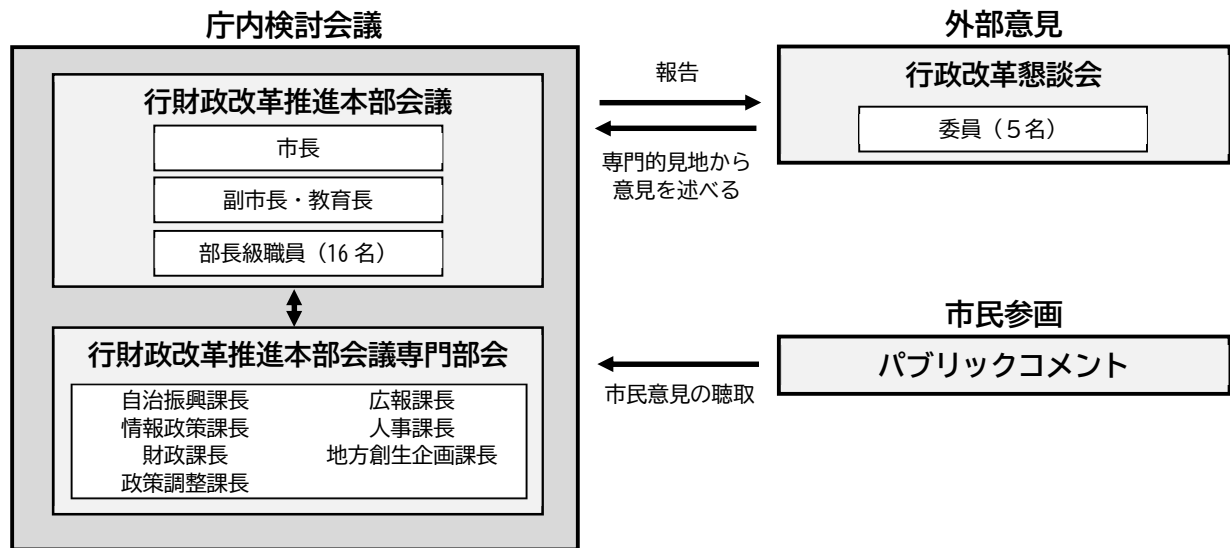
⁸ **将来負担比率：** 地方公公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模（標準財政規模）に対する割合で示した指標。

⁹ **経常収支比率：** 人件費・扶助費・維持補修費・公債費（起債の返済）などの経常的に支出する経費に対し、市税をはじめとした使途を制限されない経常的な収入がどれだけ充てられているかを見て、財政の弾力性を判断する指標。

¹⁰ **標準財政規模：** 地方公共団体の一般財源（使途が特定されていない財源）の標準規模を示すもので、税収入・各種譲与税・県税交付金など。

3. 第九次行政改革大綱の策定体制と経過

1. 策定体制



・全庁照会による意見照会

・Next りっとうプロジェクトでの意見照会
(若手・中堅職員で構成するプロジェクト会議)

2. 会議の開催経過

(1) 行財政改革推進本部会議

回数	開催日	内容
第1回	R6.04.24	(1) 行財政改革推進本部の設置について
第2回	R6.05.22	(1) 行財政改革推進本部会議専門部会及び第九次行政改革大綱の策定スケジュールについて
第3回	R6.07.31	(1) 第八次行政改革大綱評価検証(案)及び第九次行政改革大綱骨子(案)について
第4回	R6.10.30	(1) 第九次栗東市行政改革大綱(素案)について
第5回	R6.12.04	(1) 第九次栗東市行政改革大綱(案)について
第6回	R7.01.29	(1) 第九次栗東市行政改革大綱実行計画(案)について
第7回	R7.02.27	(1) 第九次栗東市行政改革大綱(案)に対するパブリックコメントの結果について

(2) 行財政改革推進本部会議専門部会

回数	開催日	内容
第1回	R6.05.28	(1) 第八次行政改革大綱の推進を通じた課題について (2) 第九次行政改革大綱の策定に向けた検討事項について
第2回	R6.06.17	(1) 第八次行政改革大綱の評価検証について
第3回	R6.07.16	(1) 第八次行政改革大綱の評価検証について (2) 第九次行政改革大綱の骨子案について
第4回	R6.07.22	(1) 部会長・副部会長の選任について

回 数	開催日	内 容
		(2) 第八次行政改革大綱の評価検証について (3) 第九次行政改革大綱の骨子案について
第 5 回	R6.08.16	(1) 第八次行政改革大綱の評価検証（案）に対する意見について (2) 第九次行政改革大綱の骨子（案）に対する意見について
第 6 回	R6.10.03	(1) 第九次行政改革大綱（素案）について
第 7 回	R6.10.11	(1) 第八次行政改革大綱 評価検証とりまとめ（案）について (2) 第九次行政改革大綱 素案 について (3) 第九次行政改革大綱 実行計画（案）について
第 8 回	R6.10.18	(1) 第八次行政改革大綱 評価検証とりまとめ（案）について (2) 第九次行政改革大綱 素案 について (3) 第九次行政改革大綱 実行計画（案）について
第 9 回	R6.11.18	(1) 第九次行政改革大綱（案）について
第 10 回	R7.01.10	(1) 第九次行政改革大綱 実行計画（案）について
第 11 回	R7.01.22	(1) 第九次行政改革大綱 実行計画（案）について (2) パブリックコメントについて

（３）行政改革懇談会の開催（意見聴取）

回 数	開催日	内 容
第 1 回	R6.8～R6.9	（個別ヒアリング） （１）第八次栗東市行政改革大綱評価・検証（案）及び第九次栗東市行政改革大綱骨子（案）への意見について
第 2 回	R6.11.11	（１）第九次栗東市行政改革大綱（素案）について

（４）パブリックコメントの実施（市民意見の聴取）

R7.12.23 ～R7.01.20

栗東市行政改革懇談会設置要綱

平成16年9月1日

公示第109号

改正 平成16年11月5日告示第135号
平成17年7月1日告示第112号
平成19年4月25日告示第79号
平成21年4月1日告示第86号
平成23年4月1日告示第111号
平成24年4月1日告示第65号
平成29年4月1日告示第67号
令和4年4月1日告示第1028号
令和5年4月1日告示第1046号

栗東市行政改革懇談会設置要綱(平成7年栗東町告示第75号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市の行政運営に関して、改革及び改善を要する項目の推進、並びに市民が望むサービスを 協働して構築する一助とするため、栗東市行政改革懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 懇談会は、栗東市行政改革大綱に基づく行政改革の推進について必要な事項を市民起点から 点検し、市長に対し意見を述べることができる。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、8人以内とし、市長が委嘱する。

2 懇談会にその所轄事項について特に必要と認める場合は、識見を有する者を特別に委員として委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の翌年度の3月末日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 座長は、会議の意見を取りまとめ、必要に応じ市長に提出するものとする。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、必要に応じて市長が招集し、座長が議長となる。2 座長は、必要があると認めるときは、意見又は説明を聞くため、関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する事項の検討を円滑に進めるため、懇談会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、市長が委嘱する若干名の部会員をもって構成する。

3 第4条の規定は、部会員の任期について準用する。

- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、部会員の互選により定める。
- 5 第5条の規定は、部会長及び副部会長について準用する。この場合において「座長」とあるのは「部会長」と、「市長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。
- 6 第6条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、「懇談会」とあるのは「専門部会」と「市長」とあるのは「座長」と、「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、政策推進部政策調整課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この告示は、平成16年9月1日から施行する。

附 則(平成16年11月5日告示第135号)

この告示は、平成16年11月5日から施行する。

附 則(平成17年7月1日告示第112号)

この告示は、平成17年7月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成19年4月25日告示第79号)

この告示は、平成19年4月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成21年4月1日告示第86号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日告示第111号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日告示第65号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日告示第67号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日告示第1028号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日告示第1046号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

栗東市行政改革懇談会委員名簿（第九次行政改革大綱検討時）

役職	氏名	所属 ・ 関係
座長	新川 達郎	同志社大学名誉教授
座長代理	前神 有里	労働者協同組合やさしいまちづくり総合研究所常務理事・主席研究員、地域活性化伝道師、地域力創造アドバイザー
委員	土山 希美枝	法政大学法学部政治学科教授
〃	筈井 淳平	株式会社滋賀銀行 営業統轄部 デジタル推進室 主任
〃	廣瀬 浩志	(株)カウンティコンサルティング 代表取締役

(順不同、敬称略)

※委嘱期間（～令和7年3月31日）

栗東市行財政改革推進本部規程

平成19年4月25日

訓令第6号

改正 平成20年4月1日訓令第5号

平成21年4月1日訓令第6号

平成23年4月1日訓令第3号

平成24年4月1日訓令第1号

平成29年4月1日訓令第2号

令和4年4月1日訓令第2号

令和5年4月1日訓令第5号

令和5年6月1日訓令第6号

(設置)

第1条 本市の行財政の健全な運営を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的として栗東市行財政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱及び財政健全化に係る基本方針の策定に関すること。
- (2) 行政改革推進計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 行政評価の推進に関すること。
- (4) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、部長及び部長相当職位にある者をもって充てる

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、説明又は意見を聴くため関係職員を本部の会議に出席させることができる。

(専門部会)

第6条 本部は、必要に応じて次に掲げる専門的な事項について調査研究するため、専門部会を置くことができる。

- (1) 財政健全化に関すること。
- (2) 事務事業の見直しその他行政の効率化に関すること。
- (3) 定員管理適正化及び組織の再編等に関すること。
- (4) 行政評価制度の推進に関すること。
- (5) 事務改善に関すること。

2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織し、本部長が指名する職員をもって構成する。

3 部会長は、担当部会の調査研究その他担当部会の会務が終了したときは、その結果を本部長に報告するものとする。

4 第4条及び第5条の規定は、専門部会について準用する。この場合において「本部長」とあるのは「部会長」に、「副本部長」とあるのは「副部会長」に、「本部」とあるのは「部会」に読み替えるものとする。

(事務局)

第7条 本部及び専門部会の事務局は、政策推進部政策調整課に置く。2 専門部会の事務局は、専門部会が調査研究する事項を所管する課と共同処理を行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年4月1日訓令第5号)抄

(施行期日)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日訓令第2号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日訓令第2号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日訓令第5号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月1日訓令第6号)

この訓令は、令和5年6月1日から施行する。